

【補足資料】 当社および当社連結子会社の受給した雇用調整助成金に関する会見（2025年1月27日）

株式会社エイチ・アイ・エス

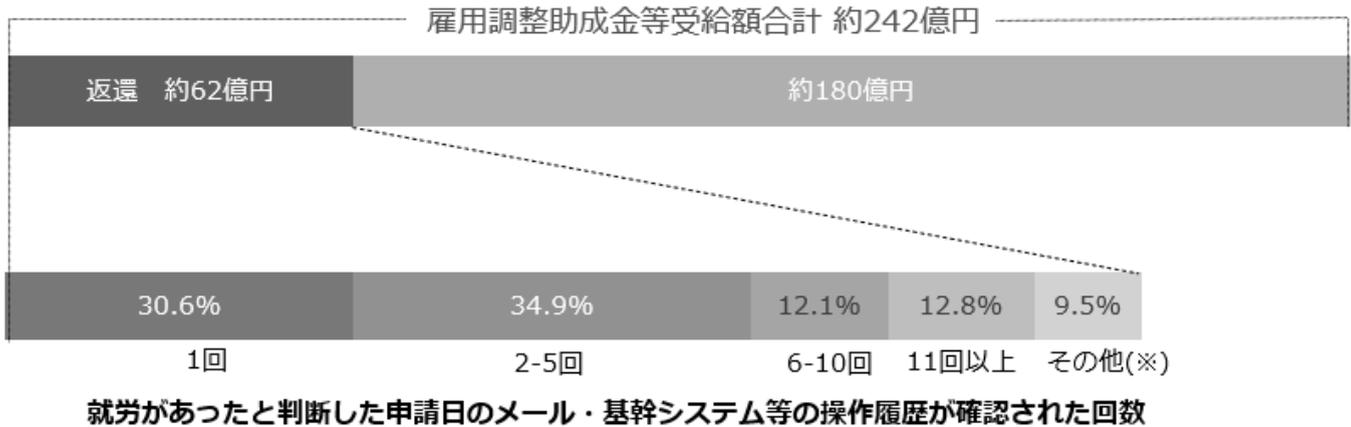
（別表1）概要

	エイチ・アイ・エス	ナンバーワン トラベル渋谷	その他 連結子会社
雇用調整助成金等 受給額	約 242.6 億円 (24,264,604,400円) 出向者分含む	約 1.1 億円 (109,709,914円)	約 42.9 億円
返還額	約 62.6 億円 (6,256,471,047円)	約 1.3 億円 受給額+違約金合計 (131,651,896円) 別途、延滞金加算(年3%)	調査中

（別表2）経緯：株式会社エイチ・アイ・エス（以下、当社）

2024年4月下旬	会計監査人に対し、当社の雇用調整助成金について情報提供 会計監査人より当社へ、情報提供があった旨の連絡を受ける 当社社内に初期調査チーム組成、自主的に調査開始（～6月中旬まで実施）
2024年6月下旬	申請に誤りがあったと判断した受給分の返還を、当社から東京労働局に申し出
2024年9月上旬	アンダーソン・毛利・友常法律事務所にデータ検証を委嘱 （目的：返還額算定の客観的データ取得および精査）
2024年11月中旬	会計監査人より、当社連結子会社において、類似事象の有無について確認の依頼を受ける
2024年11月中旬	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 所属弁護士および株式会社KPMG FAS所属公認会計士に調査を委嘱（目的：当該調査の信頼性担保の確保）
2024年12月13日	専門性・客観性を確保した特別調査委員会を組成 当社グループ全体の調査と原因分析および再発防止策の提言を委嘱
2024年12月下旬	当社の見解を東京労働局に報告
2025年1月22日	東京労働局から雇用調整助成金等の支給決定取消および返還通知書を受領
2025年1月27日	当社取締役会にて自主返還することを決議

(別表3)



※客観的データによる調査ができなかったもの等

(別表4) 経緯: 株式会社ナンバーワントラベル渋谷 (以下、ナンバーワントラベル)

2024年4月上旬	ナンバーワントラベルが東京労働局より関連書類の提出要請を受ける (以降、都度対応)
2024年7月下旬	ナンバーワントラベルが労働局に回答書を提出
2024年11月上旬	ナンバーワントラベル経営陣に対する聴取によって、当社がナンバーワントラベルにて申請内容と実際の勤務管理に乖離あった旨を確認
2024年11月上旬	当社より会計監査人に、経緯を報告
2024年11月下旬	アンダーソン・毛利・友常法律事務所 所属弁護士にレビューされた回答書を東京労働局に提出
2024年12月13日	当社報酬委員会にてナンバーワントラベル経営陣の報酬減額を決定
2024年12月26日	当社からの辞任勧告を受け、ナンバーワントラベル代表取締役社長が辞任
2025年1月27日	東京労働局から「雇用調整助成金支給決定取消及び返還通知書」を受領 ナンバーワントラベル 取締役会にて速やかに返還することを決議

以上